

入札広告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成28年2月26日

契約責任者 本州四国連絡高速道路株式会社
神戸管理センター 所長 川上 賢明

記

1 業務内容

- (1) 業務件名 平成28年度神戸管内社屋等施設保守管理業務委託
- (2) 業務内容 本州四国連絡高速道路株式会社の神戸管理センター及び舞子ビルの建築物環境衛生管理技術者としての業務並びに料金所、社宅等の空調換気設備、給排水設備、電気設備、消防設備点検等を行う。
 - 1) 本州四国連絡高速道路株式会社は、建築物環境衛生管理技術者免状を有する受注者の技術者1名を本業務の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者として選任し、行政機関に届け出る。
 - 2) 受注者は、別表-1 対象設備・作業一覧表、別表-2 点検頻度・作業内容一覧表の点検等業務を行う。
- (3) 履行期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (4) 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (5) その他 本業務は、入札参加者の競争参加資格を入札後に審査する「事後審査方式」であり、競争参加資格の確認結果は通知しない。

2 競争参加資格確認申請書の作成及び提出に関する事項

- (1) 申請書の提出
入札参加希望者は、過去の契約実績等を証明する書類を添付した競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出するものとする。
- (2) 申請書の作成
申請書は、別添1の競争参加資格確認申請書に基づき作成するものとする。
- (3) 申請書の入手方法
入札参加希望者は、入札説明書、入札広告の写し、契約書案、仕様書、設計書及び入札及び見積り手引きを入札広告の日から平成28年3月11日（金）までの土曜日、

日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで、下記の場所において無償で入手できる。

本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター 総務課

(住所)〒655-0852 兵庫県神戸市垂水区名谷町549番地

(電話番号)078-709-0084

(E-mail) keiyaku-kobe@jb-honshi.co.jp

申請書の入手を希望する者は、以下の必要事項を入力した電子メール(テキスト入力)を、上記の電子メールアドレスに送信するものとする。申請書の交付は、電子メールにより行うが、当社からの受信確認は行わない。必要事項は間違いのないよう入力すること。なお、入力した情報の不備により発生した損失や損害について、当社は責任を負わない。

必要事項 メール件名：平成28年度神戸管内社屋等施設保守管理業務委託

- ①業者名
- ②担当部署
- ③担当者名
- ④住所
- ⑤電話番号
- ⑥メールアドレス

※1 セキュリティ上の都合により、フリーメール及び添付ファイルは開封しない。

※2 やむを得ない事由により、メールにより入手できない場合に限り、書留郵便により CD-R を無料で交付する。

(4) 申請書の提出期間及び提出場所

申請書の提出期間及び提出場所は、下記のとおりとする。

- ① 提出期間 平成28年2月26日(金)から平成28年3月11日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。
- ② 提出場所 (3)に同じ。
郵送等(書留郵便又は信書便。提出期間内必着)又は持参すること。電送によるものは受け付けない。

3 競争参加資格

当該業務に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足した者とする。

(1) 次の各号の一に該当しない者であること。

- 一 契約を締結する能力を有しない者(未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び破産者で復権を得ない者
- 二 当社の過去2年以内において、次のイからチまでの一に該当したと認められる者
イ 契約の履行に当たり、故意に履行を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に

関して不正の行為をした者

ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者

ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

ヘ 提出した書類に虚偽の記載をした者

ト その他当社に著しい損害を与えた者

チ イからトまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者

三 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(2) 兵庫県に本社、支社または営業所を有すること。

(3) 平成22年度以降に元請けとして完了した下記業務の実績を証明できる者であること。

・延べ床面積3,000㎡以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術業務

(4) 建築物環境衛生管理技術者免状を有し、平成22年度以降に建築物環境衛生管理技術業務に1年以上従事した経験を有する技術者を選任可能であること。

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二の登録を受けていること。

(6) 過去2年以内において法令の規定に違反して営業を行った者でないこと又は申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本州四国連絡高速道路株式会社達平成17年第48号)に基づき、「地域1(兵庫県、徳島県)のうち兵庫県」において、指名停止を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者で、再生手続開始の決定を得ない者でないこと。

(9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者で、更生手続開始の決定を得ない者でないこと。

(10) 競争参加資格確認申請書の提出時に過去3ヵ月以内に発行された納税証明書(国税通則法施行規則別表第9号様式(その3、その3の2又はその3の3のいずれか))の写しを提出できる者であること。

4 入札執行の日時及び場所等

① 開札日時：平成28年3月18日(金) 10時00分

② 場所：本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センターの会議室

③ 方法：入札者又はその代理人が持参し、開札に立ち会うこと。

5 その他

(1) 提出された申請書は、返却しない。

(2) 入札保証金 免除

- (3) 手続に関する問い合わせ先は、記2(3)に同じ。
- (4) 申請書又は業務実績を証明した資料に虚偽を記述した者は、当該業務の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」に基づく指名停止を行うことがある。

また、申請書又は業務実績を証明した資料に虚偽を記述した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。さらに、無効の入札を行なった者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

- (5) 競争参加資格の認定において、業務経歴、信用度等を確認できない場合においては、落札予定者へ登記事項証明書の写し等の提出を求めることがある。

- (6) 契約書作成の要否 要

なお、当社が利用している電子契約サービスにより、電子契約書を使用した電子契約によることができる。

(詳細は、当社ホームページ<http://www.jb-honshi.co.jp/keiyaku/index.html>による。)

別添1 競争参加資格確認申請書

競争参加資格確認申請書

年 月 日

本州四国連絡高速道路株式会社
神戸管理センター 所長 川上 賢明 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名 印
担当者氏名
電話番号
メールアドレス

平成28年2月26日付けで入札広告のありました平成28年度神戸管内社屋等施設保守管理業務委託に係る競争に参加する資格について確認されたく申請します。

なお、上記広告において示された競争参加資格に係る要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、上記広告に示された競争参加資格に係る条件を全て満足した者である。
- ・今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更を生じた場合、速やかに書面をもって契約責任者あて申し出ます。

【添付書類】

- 1 実績等資料
- 2 納税証明書の写し（国税通則法施行規則別表第9号様式（その3、その3の2又はその3の3のいずれか））

別表 - 1

対象設備・作業一覧表

| 場 所 | 区 分 | 空調 換気 設備 | 給排 水設 備 | エレ ベー タ設 備 | 電気 設備 | 消防 設備 等 | 非常 通報 設備 | 自動 扉等 | 水槽 清掃 | 害虫 防除 | 生息 状況 調査 | 環境 測定 | 備考 |
|------------|---------|----------------|---------------|---------------------|----------|---------------|----------------|----------|----------|----------|----------------|----------|-------|
| JB本四高速舞子ビル | 社屋棟 | | | | | | | | | | | | 特定建築物 |
| 神戸西IC | 料金所棟 | | | | | | | | | | | | |
| 布施畑JCT | 料金所棟 | | | | | | | | | | | | |
| 垂水JCT | 管理センター棟 | | | | | | | | | | | | 特定建築物 |
| | 第一料金所棟 | | | | | | | | | | | | |
| | 第二料金所棟 | | | | | | | | | | | | |
| | 第三料金所棟 | | | | | | | | | | | | |
| 舞子BS | 連絡施設 | | | | | | | | | | | | |
| 淡路IC | 第一料金所棟 | | | | | | | | | | | | |
| | 第二料金所棟 | | | | | | | | | | | | |
| 淡路SA | 上りトイレ棟 | | | | | | | | | | | | |
| | 下りトイレ棟 | | | | | | | | | | | | |
| 東浦IC | 料金所棟 | | | | | | | | | | | | |
| 北淡IC | 料金所棟 | | | | | | | | | | | | |
| 室津PA | 上りトイレ棟 | | | | | | | | | | | | |
| | 下りトイレ棟 | | | | | | | | | | | | |
| 舞子技術資料倉庫 | 社屋棟 | | | | | | | | | | | | |
| 名谷社宅 | 社宅棟 | | | | | | | | | | | | |

水槽清掃の 印は、水質検査(省略不可項目、金属等項目、消毒副生成物項目及び残留塩素)を含む。

点検頻度・作業内容一覧表

| 設備名 | 細別 | 点検頻度 | 備考 |
|---|----------------------------------|-----------|--|
| 空調換気設備 | 空気熱源ガスヒートポンプ式エアコン | 1回/6月 | フィルター清掃含む |
| | | 1回/3月 | フロンの排出抑制法に基づく簡易定期点検のみ |
| | | 1回/年 | 室外機のエンジン定期点検のみ |
| | 空気熱源ヒートポンプ式エアコン | 1回/6月 | フィルター清掃含む |
| | | 1回/3月 | フロンの排出抑制法に基づく簡易定期点検のみ |
| | 空気熱源ヒートポンプ式エアコン (舞子BS連絡施設待合室) | 1回/6月 | フィルター清掃含む |
| | | 1回/2月 | フィルター清掃のみ |
| | | 1回/3月 | フロンの排出抑制法に基づく簡易定期点検のみ |
| | 空気熱源ヒートポンプ式エアコン (舞子技術資料倉庫) | 1回/6月 | フィルター清掃含む |
| | | 1回/2月 | フィルター清掃のみ |
| | | 1回/3月 | フロンの排出抑制法に基づく簡易定期点検のみ |
| | 小型吸収冷温水ユニット、コンパクト型空調和機 | 1回/6月 | |
| | ファンコイルユニット | 1回/6月 | フィルター清掃含む |
| | ポンプ(空調用) | 1回/6月 | |
| 除湿機 | 1回/6月 | フィルター清掃含む | |
| 換気機 | 1回/6月 | フィルター清掃含む | |
| 送風機 | 1回/6月 | | |
| エアフィルター | 1回/6月 | | |
| 給排水設備 | 貯水槽の状態 | 1回/年 | |
| | 給・排水ポンプ | 1回/年 | 配管点検含む |
| エレベータ設備 | 機械室、かご、かごの周囲及び昇降路、乗り場、ピット、付加装置等 | 1回/月 | |
| | | 1回/年 | |
| 電気設備 | 分電盤、配線及び配線器具全般 | 1回/月 | 点検内容詳細は、自家用電気工作物保安規程内「点検基準」記載の対象設備名「負荷設備」の項による |
| | 屋内照明設備、屋外照明設備(外灯設備)全般 | 1回/年 | |
| | インターホン、放送設備 | 1回/年 | |
| 消防設備(消火器、屋内消火栓、二酸化炭素消火設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、非常警報設備、誘導灯、非常コンセント設備、防火防排煙設備等) | 作動点検、外観及び機能点検 | 1回/6月 | |
| | 総合点検 | 1回/年 | |
| 非常通報設備 | 作動点検、外観及び機能点検 | 1回/6月 | |
| 自動扉等 | 建具部、駆動・制御部等 | 1回/6月 | |
| 水槽清掃 | 受水槽、高架水槽 | 1回/年 | |
| 水質検査 | 省略不可項目、金属等項目、消毒副生成物、残留塩素 | 1回/年 | |
| ねずみ、昆虫等の防除 | JB本四高速舞子ビル、神戸管理センター | 1回/6月 | |
| ねずみ等の生息状況調査 | 神戸管理センター3F食堂 | 1回/2月 | |
| 環境測定 | 空気環境測定 | 1回/2月 | |
| | 照度測定 | 1回/6月 | |

注) 設備の点検は、設備ごとにそれぞれの点検実務経験を1年以上有する者が行わなければならない。
また、点検について法令に定めのある設備については、各々に応じた有資格者が行わなければならない。